## 登録電気工事業者登録簿謄本の交付又は閲覧の請求

#### 1 登録電気工事業の登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができます。

登録電気工事業者については、どなたであっても登録簿の謄本の交付を求めたり、登録簿の 閲覧を求めたりすることができます。

建設業許可を得ている電気工事業者(みなし登録電気工事業者)については、この請求をすることはできませんが、鳥取県では、届出内容の証明書の交付を求めることができます。((2) 建設業許可をうけた電気工事業者の「証明」の項目をご参照ください。)

#### 2 手続きに必要な書類

| 書類                            | 部数 |
|-------------------------------|----|
| 登録電気工事業者登録簿謄本交付(閲覧)請求書(様式第14) | 1  |

### 3 手数料(鳥取県収入証紙により、納入してください。)

| 登録簿の謄本の交付 | 用紙1枚につき650円 |
|-----------|-------------|
| 登録簿の閲覧    | 1件につき440円   |

#### 4 請求の方法

請求に必要な書類を、次の請求先に郵送または持参してください。

(郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご検討ください。)

なお、閲覧を希望される方は、当庁の開庁時間(午前8時30分~午後5時15分)内に当 課へ直接お越しください。

鳥取県危機管理局消防防災課

 $\mp 680 - 8570$ 

鳥取市東町一丁目271番地

電話 0857-26-7063

※ 鳥 取 県 証 紙 貼 付 欄

(消印はしないこと)

謄本の交付:(1枚当たり) 650円 謄本の閲覧:(1件あたり)440円

| ×整 理 番 号 |       |
|----------|-------|
| ×受理年月日   | 年 月 日 |
| ×再交付年月日  | 年 月 日 |

# 登録電気工事業者登録簿謄本 交付(閲覧)請求書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住所 T

請求者 氏名

連絡先電話番号

電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条の規定により、登録電気工事業者登録簿の謄本交付(閲覧)を次のとおり申請します。

1 謄本交付(閲覧)を請求しようとする登録電気工事業者の登録の年月日及び登録番号

年 月 日 鳥取県知事登録第

묽

2 謄本交付の枚数 (閲覧の回数) 及び手数料の額

| 請求の区分   | 内訳     | 手数料額 |
|---------|--------|------|
| 謄本交付の枚数 | 枚×650円 | 円    |
| 閲覧の回数   | 回×440円 | 円    |
| 計       |        | 円    |

※謄本は、1事業者あたり1枚で計算してください。

## 3 謄本交付(閲覧)を請求する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 目的に応じ謄本交付又は閲覧に関する字句を消すこと